

「緊急事態宣言」解除後における三島町の取り組みについて ＝町民の皆様へのお願い＝

令和2年5月22日発行

「都道府県をまったく不要不急の往来」及び 「特定警戒都道府県との往来」自粛のお願い

5月14日に福島県を含む全国39県、5月21日に近畿3府県において「緊急事態宣言」が解除され、福島県においても「福島県緊急事態措置」を5月15日に解除し、内堀正雄知事より県民の皆様に向けたメッセージが発表されました。

三島町においても、令和2年4月8日付で町民の皆様へ「帰省等の自粛」をお願いしてきたところですが、この解除後においても福島県知事メッセージと同様に「都道府県をまったく不要不急の往来」及び「特定警戒都道府県との往来」の自粛について、再度町民の皆様へお願いいたします。

- 【自粛要請の理由】
- ◇三島町は重症化するリスクが高い「高齢者」が多いこと。
 - ◇一人暮らし・二人暮らし高齢者世帯が多い。
 - ◇重症化した際に、医療機関へ搬送する時間を要する。

◆以上のとおり、三島町においては「感染」が「命」に係わる非常に高い地域であるので、上記の自粛を継続してお願いいたします。

(帰省や冠婚葬祭等への参加についても、これまで同様に自粛して頂きますようお願いいたします。)

◆今回の「解除」は「収束」ということではありません。今後、「感染の第2波」が想定されますので、気を緩めることなく感染防止に対する、町民皆様の取り組みを引き続きお願いいたします

【期 間】 ◆「当面の間」とします。

* 特定警戒都道府県の緊急事態宣言が解除された以降も同様とする。

(※第2波への対応)

◇やむを得ず三島町へ移動された方々へ

* 体調管理を徹底し不要不急の外出は自粛して下さい。

* 以下の症状がある場合はすぐに帰国者・接触者相談センター (0120-567-747)にご連絡下さい。(※24時間対応しております)

★「息苦しさ (呼吸困難)」

★「強いだるさ (倦怠感)」

★「高熱」

【三島町公共施設の利用再開についてお知らせ】

「緊急事態宣言」以降「休館・休業」としておりました下記公共施設について、「福島県緊急事態措置解除」を受け、施設利用を**6月1日(月)より再開**させていただきます。

使用に関しては、「密集」「密閉」「密接」の3密を避け、消毒の徹底、マスク着用を基本として運営してまいりますので、町民の皆様のご理解をお願いいたします。

◆【6月1日(月)より再開する公共施設】

施設名	再開内容	施設名	再開内容
◇町民センター (☎48-5599)	*通常開館	◇観光交流館 からんころん (☎48-5000)	*通常開館 ※飲食(コーヒー・そば) 提供中止
◇生活工芸館 (☎48-5502)	*通常開館 ※「体験」及び「教室」 は中止	◇桐の里倶楽部 (☎52-2828)	*通常営業 PM2:00~PM8:00
◇交流センター山びこ (☎52-2165)	*通常開館	◇保養センター ひだまり (☎52-2913)	*通常営業 PM1:30~PM8:00

=使用のための基本的事項=
◆【**感染防止対策の徹底**】 ※感染防止のため使用の際は以下の項目についてご協力をお願いします。
※人数制限については県基準(イベント等屋内100人以内か定員の50%以内)を基本としますが、下記事項が不可能と判断した場合は使用を中止頂く場合もございます。

- ①入場者の適切な制限や誘導 ②手指の消毒設備の設置 ③マスクの着用等の要請
④『3つの密』を徹底的に避けること ⑤室内の換気や人と人との距離を適切にとること

◆【町民センター及び町民運動場の利用制限】

*感染拡大防止のため **当面の間、「町民の方のみの利用」**とさせていただきます。

= 屋外施設の先行再開 =

◆町民運動場(屋外施設)を 5月25日(月)より先行して再開いたします。

※ご利用希望の方は生涯学習課(☎48-5599)までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 ◇ご利用の問合せ・申し込みに関しては各施設にお問い合わせ下さい。

三島町新型コロナウイルス感染症対策本部(事務局:総務課Tel48-5511)

【役場庁舎内「クールビズ」実施のご案内】

役場庁舎では今年度も「クールビズ」の取組みを下記期間で実施しております。期間中、職員においては「ノーネクタイ」「ノー上着」等の軽装による業務を実施しておりますので、町民の皆様、関係者の皆様におかれましても、役場にご用の際は軽装でご来庁下さい。

【期 間】 令和2年5月20日(水)~令和2年9月末まで